



幼児教育の無償化について



保育料月額25,700円まで無償

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通う満3歳から5歳児までの子どもは、幼稚園保育料が月額25,700円まで無償化されます。

※通園送迎費、給食代、行事費などは無償化の対象外です

※入園初年度に限り、入園料も合算対象となります

預かり保育月額11,300円まで無償

区から保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもは、預かり保育利用料が月額最大11,300円まで無償化されます。

※月額の上限は(450円×利用日数)となり、利用日数に応じて変動します(月額最大11,300円まで)

※満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみが無償化対象となり、月額最大11,300円まで無償化されます

※「幼稚園の預かり保育の実施時間数等が少ない場合」に限り、認可外保育施設等の利用料も合算対象となります

「幼稚園の預かり保育の実施時間数等が少ない場合」とは、

平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満の幼稚園を指します。

幼稚園へご確認ください。

一部世帯には給食費(副食費)を給付

世帯年収が494万円未満相当の世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費相当分を給付します(月額4,500円まで)。

対象となる方には個別にお知らせいたします。

※副食費:主食を除く、おかずやおやつ等

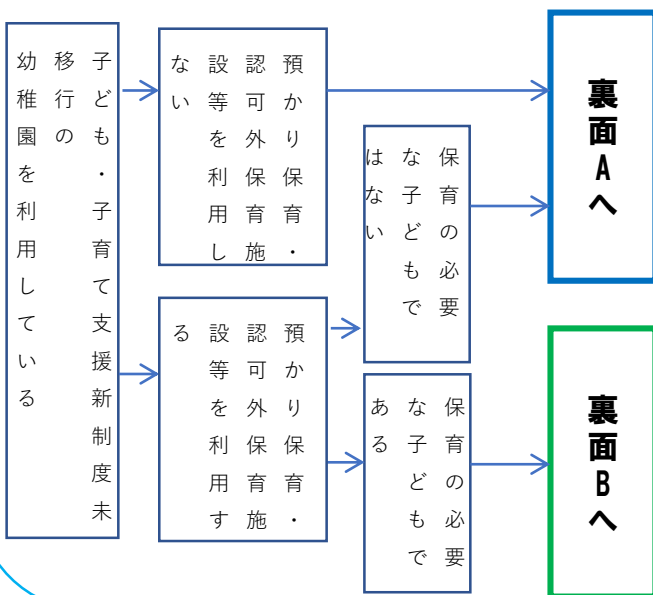
※第3子の数え方:小学校3年までの子どものうち何番目か



無償化の対象となるためには、入園前に施設等利用給付認定を申請していただく必要があります。入園後に申請した場合、認定を遡ることができないため、認定前の方は給付をすることができません。

「施設等利用給付認定申請のご案内」(中央区ホームページに掲載)をご覧ください、忘れずに申請してください。

以下を参考に、あてはまる手続きをご確認ください。



保育の必要な子どもとは

保護者全員が

- ・就労、就学
- ・妊娠、出産
- ・病気
- ・介護

等の事由にあてはまり、家庭で児童の保育ができない場合、保育の必要な子どもであるとみなされます。

詳細は区HPをご覧ください。

※認可外保育施設等とは。。。

認可外保育施設(ベビースタター、認可外の事業所内保育などのうち都道府県等に届出のあるもの)、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター(預かりが対象)

※「幼稚園の預かり保育の実施時間数等が少ない場合」にあたらない園については、幼稚園にて十分な水準の預かり保育が実施されているため、認可外保育施設等の利用料は合算対象とすることができません。

手続きの流れ

幼稚園や預かり保育等の保育料等は、保護者の方が、①区の認定を受け、②利用した施設等に保育料等を支払い、③支払った保育料等に対する給付を区に請求することで、無償化されます。

Aにあてはまる保護者の方

①区の認定を受ける（入園前の手続きです。認定の遡りはできません。）

- ・「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を区に提出してください。
- ・認定された方には、子育てのための施設等利用給付認定通知書(1号認定)が届きます。

②幼稚園に保育料を支払う

- ・幼稚園へ保育料をお支払いください。
- ・幼稚園から発行される領収証・提供証明書は、給付請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

③支払った保育料に対する給付を区に請求する（年2回手続き→年2回振込）

- ・請求の時期が近くなりましたら、区から幼稚園を通じて必要書類を配布いたしますので、ご請求ください。
- ・後日、請求時に指定した口座に振り込まれます(通常11月末・5月末)。

※有効な認定期間に限り、私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（上乘せ補助）も受けられます。当補助金も幼稚園を通じて書類を配布いたします。

Bにあてはまる保護者の方

①区の認定を受ける（入園前の手続きです。認定の遡りはできません。）

- ・「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を区に提出してください。
申請書には、保育を必要とする事由について、該当する必要書類を添付してください。様式は、区のHPからダウンロードすることができます。
 - ・認定された方には、子育てのための施設等利用給付認定通知書(2号認定又は3号認定)が届きます。
- ※1号認定では預かり保育等にかかる給付を受けることができません。ご確認ください。

②幼稚園・利用した施設等に利用料を支払う

- ・幼稚園保育料や預かり保育利用料は、幼稚園へお支払いください。
- ・認可外保育施設等を利用した場合は、利用料を施設等にお支払いください。
(合算対象とできるのは、「幼稚園の預かり保育の実施時間数等が少ない場合」に該当する園に在籍している場合のみです。)
- ・各施設から発行される領収証・提供証明書は、給付請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

③支払った利用料に対する給付を区に請求する（年2回手続き→年2回振込）

- ・請求の時期が近くなりましたら、区から幼稚園を通じて必要書類を配布いたしますので、ご請求ください。
- ・後日、請求時に指定した口座に振り込まれます(通常11月末・5月末)。

※有効な認定期間に限り、私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（上乘せ補助）も受けられます。当補助金も幼稚園を通じて書類を配布いたします。

【問い合わせ先】 請求に関すること
中央区福祉保健部保育課
保育運営係
03(3546)5422

認定・給食費(副食費)に関すること
中央区福祉保健部保育課
保育入園係
03(3546)5387・9587

